石油石炭税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十四号

石油石炭税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

石油石炭税法施行令（昭和五十三年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

3　第一項第一号に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含むものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の石油石炭税法施行令第十一条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に原油（石油石炭税法施行令第一条に規定する原油をいう。以下同じ。）、ガス状炭化水素（石油石炭税法施行令第一条に規定するガス状炭化水素をいう。以下同じ。）又は石炭（石油石炭税法施行令第一条に規定する石炭をいう。以下同じ。）の採取者が輸出する目的でその採取場から移出する原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税法施行令第十一条第一項第一号の規定による帳簿への記載について適用する。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

自動車重量税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十五号

自動車重量税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十条の四第一項、第十条の五第一項及び第十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自動車重量税法施行令（昭和四十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「第八条」を「第十条第一項第一号」に改め、同条第三号中「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同号ロ中「検査対象軽自動車及び二輪小型自動車の車両番号の指定」を「新規検査」に改め、同条第四号中「には」を「には、」に、「掲げる事項」を「定める事項」に改める。

第十条中「第八条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第八条第一項第四号中「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同項第五号中「には」を「には、」に、「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同項第六号中「事実のうち」を「場合の」に、「区分及び当該事実に」を「別及びその」に改め、同項第七号中「第十条の二」を「法第十条の二」に、「名称」を「名称（法第十条の三第一項の規定により納付の委託をした場合にあつては、その旨）」に改め、同条を第十条とする。

第七条の次に次の二条を加える。

（納付受託者の指定要件）

第八条　法第十条の四第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　納付受託者（法第十条の四第一項に規定する納付受託者をいう。）として納付事務（同項に規定する納付事務をいう。次号において同じ。）を行うことが自動車重量税の徴収の確保及び納税者の便益の増進に寄与すると認められること。

二　納付事務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものとして財務省令で定める基準を満たしていること。

（納付受託者の納付に係る納付期日）

第九条　法第十条の五第一項に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日（災害その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと国土交通大臣が認める場合には、その承認する日）とする。

一　月の一日から十五日までの期間内に納付の委託を受けた自動車重量税　同日の翌日から起算して七取引日（収納機関（日本銀行及び国税の収納を行うその代理店をいう。次条第一項第七号において同じ。）の休日以外の日をいう。次号において同じ。）を経過する日

二　月の十六日から末日までの期間内に納付の委託を受けた自動車重量税　同日の属する月の翌月の初日から起算して七取引日を経過する日

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

印紙税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十六号

印紙税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第一第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条に次の一号を加える。

十四　労働者協同組合及び労働者協同組合連合会

附　則

この政令は、労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄